

(別紙5)

○農林水産省告示第六百五十号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程(昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣 赤松 広隆

別表中

「豚丹毒菌強毒菌株

1アソナル | 4,650円 |」を

「豚丹毒菌菌株

1アソナル | 4,650円 |

豚丹毒菌 NV A L 82-875株

1アソナル | 4,850円 |」

改める。